

奈良県告示第三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
プリベイル株式会社スギ薬局	四 北葛城郡王寺町王寺二丁目六一	令和二年二月二十九日